

令和 6 年 2 月 1 日

尾 道 市 長  
( 建 設 部 契 約 課 )

建設工事等の指名除外措置の概要について公表します。

- 1 指名除外業者 (株)久米設計  
東京都江東区潮見 2-1-22
- 2 指名除外期間 令和6年2月1日～令和6年7月31日 (6か月)
- 3 事 実 概 要 宮崎県串間市発注の消防庁舎新築工事設計業務の入札において、株式会社久米設計の元九州支社長及び顧問が公契約関係競売入札妨害罪の容疑で逮捕、起訴された。
- 4 指名除外理由 上記事実については「建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱」別表第2項第1号に該当する。

(建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱別表第2項第1号)

措 置 要 件	期 間
(入札妨害又は談合) 2 次の(1)から(5)のいずれかに該当することとなったとき。 (1) 資格者である個人又は資格者の役員若しくはその使用人が、入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	逮捕又は公訴を知った日から4か月以上24か月以内